

国名 ネパール	迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト
------------	------------------------------

I 案件概要

事業の背景	ネパールでは、10年に及ぶ内戦を経て2006年11月、政府とマオイストとの間で包括的和平合意が調印され、民主的な国づくりの一環として、司法制度がより効果的、効率的になることが期待されていた。さらに、司法調停制度は、裁判に代わる簡易な紛争解決手段として期待されているものの、必ずしも積極的に利用されていなかった。調停人の能力不足が原因で司法調停による紛争解決件数が少ないことから、この制度が裁判所の負担軽減になっていない状況であった。										
事業の目的	本事業は、ネパールにおいて、(1) 事件管理ガイドラインの作成と最高裁判所による承認、(2) ネパール全国の裁判所の導入に向けた事件管理ガイドラインや他の事件管理に関する情報の周知、(3) 司法調停に係るガイドライン及び調停人向けの普及素材の作成、(4) 司法調停ガイドラインと調停人向けの普及素材、その他司法調停に関する関連情報の周知を通じ、裁判所の紛争解決機能の向上に必要な基盤の整備を図り、もって市民の権利を保障するための迅速で公平な紛争解決の促進を目指す。										
	1. 上位目標：市民の権利を保障するため、裁判所の機能向上を通じ迅速で公平な紛争解決が促進される。 2. プロジェクト目標：裁判所の迅速で公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤が整備される。										
実施内容	1. 事業サイト：カトマンズ、モデルコート*がある地域 *ダン郡裁判所（地裁）、カブレ地裁、ダヌーシャ地裁 2. 主な活動： <ul style="list-style-type: none"> (1) 事件管理制度の現状に関するベースライン調査、事件管理ガイドラインの作成、モデルコートにおける事件管理ガイドラインに関する意見のヒアリング、事件管理ガイドラインの最終化と最高裁判所による承認に向けた提出等 (2) 事件管理ガイドラインと他の事件管理に関する情報の周知に向けた裁判官・裁判所職員・その他法律専門職に対する研修とセミナーの実施等 (3) 司法調停の現状に関するベースライン調査、裁判官・裁判所職員向けの司法調停ガイドラインの作成、モデルコートにおける司法調停ガイドラインに関する意見のヒアリング、調停人向けの普及素材の作成等 (4) 裁判官・裁判所職員向けの司法調停ガイドラインに関するセミナーの実施、普及素材に基づいた調停人対象の研修の実施、モデルコートにおける司法調停センターの建設、モデルコートの活動全体の振り返りワークショップの開催等 3. 投入実績 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本側</td> <td style="width: 50%;">相手国側</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 8人</td> <td>(1) カウンターパート配置 24人²</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 102人¹</td> <td>(2) 執務スペース提供 (2013年9月～2015年4月*)</td> </tr> <tr> <td>(3) ローカルコスト</td> <td>*2015年4月の大地震発生まで</td> </tr> </table>			日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 8人	(1) カウンターパート配置 24人 ²	(2) 研修員受入 102人 ¹	(2) 執務スペース提供 (2013年9月～2015年4月*)	(3) ローカルコスト	*2015年4月の大地震発生まで
日本側	相手国側										
(1) 専門家派遣 8人	(1) カウンターパート配置 24人 ²										
(2) 研修員受入 102人 ¹	(2) 執務スペース提供 (2013年9月～2015年4月*)										
(3) ローカルコスト	*2015年4月の大地震発生まで										
事業期間	(事前評価時) 2013年9月～2017年3月 (実績) 2013年9月～2018年3月	事業費	(事前評価時) 197百万円、(実績) 270百万円								
相手国実施機関	最高裁判所（最高裁）、ダン地裁、カブレ地裁、ダヌーシャ地裁										
日本側協力機関	法務省法務総合研究所国際協力部										

II 評価結果

【評価の制約】

・本事後評価では、新型コロナウイルス感染症の影響の問題により、質問票の送付・収集、関係者への電話/メールによるインタビューを中心に評価判断を行った。

【留意点】

- ・プロジェクト目標の指標1の継続状況は、本事業で作成されたガイドライン等の活用状況を検証した。
- ・プロジェクト目標の指標2の継続状況は、上位目標の指標2とほぼ同じであるため、上位目標の指標2の達成状況の中で検証した。

1 妥当性

【事前評価時のネパール政府の開発政策との整合性】

民主的な国づくりを軌道に乗せ平和裡に推進するため、ネパール最高裁は第2次5か年司法戦略計画（2009/10-2013/14）に基づく取り組みを開始していた。

【事前評価時のネパールにおける開発ニーズとの整合性】

裁判所は、裁判を迅速に行っておらず非効率的だという批判を受けていた。2012年6月にJICAの法整備アドバイザーが行った調査によれば、年間の受理件数に対する終結事案の割合は40%で、結審に3年以上要する事件が全体の40%に上っていた。また、司法調停制度は必ずしも積極的に利用されておらず、利用頻度は地域間の格差が大きかった。

¹ 事業開始前に実施されたキックオフ・セミナー1コースの参加者10人を含む。事業期間中に6コース開催され、各コース10～20人が参加した。

² 事業期間中に何回かメンバーの交代があったが、常時24人程度がメンバーになっていた。

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

「対ネパール国別援助方針（2012年）」では、重点分野3つのうちの1つが、平和の定着と民主国家への着実な移行であったが、その中に法整備支援が含まれていた。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までにプロジェクト目標は一部達成された。指標1については、2017年4月に事件管理ガイドライン（英語版、ネパール語版）が最高裁の承認を受け印刷され、2017年7月に全国75郡と関係機関に5,000部が配布された。司法調停ガイドラインは、当初の計画どおりには作成されなかったが、終了時評価中に司法調停ガイドラインの素案を最高裁の参照資料として使うことが合意された。また普及素材として、調停ベーシック・コンセプト・ノート、調停トレーナー用マテリアル、調停基礎研修副読本の3点が作成された。指標2は、調停トレーナー用マテリアル等の研修教材が作成され、本事業関係者の能力が向上したことから、マスター講師研修（MToT）のプログラムの準備が整ったといえる。ただし、MToT研修は実施されなかった。指標3に関しては、本邦セミナーとその他の共有セミナーに参加した裁判官と裁判所職員は迅速で公平な紛争解決の促進に対する理解を大幅に高めた³。ただし、本指標は目標値が明確に定められておらず、意識のレベルを測ることが困難である。指標4に関しては、終了時評価でのインタビューと質問票回答によれば、本邦セミナーとその他の共有セミナーの参加者は、司法調停促進の重要性に関する理解が大幅に高まった。ただし、本指標は目標値が明確に定められておらず、意識のレベルを測ることが困難である。

【プロジェクト目標の事後評価時における継続状況】

事後評価時点において、事業効果が一部継続している。指標1については、事件管理ガイドラインと司法調停の普及素材は、当初の予定どおりではないものの活用されている。ネパールでは、2017年9月に新しい法律が導入され既存の法的枠組みが刷新されたため、事件管理ガイドラインの適用可能性に影響を及ぼした。しかしながら、同ガイドラインで言及されている理論的側面は現在も適用されるものであり、さまざまな機会にガイドラインが活用されている。ガイドラインは新しい法律に基づき改訂する必要がある。3点からなる司法調停の普及素材は、調停が紛争を恒久的に解決する最良の方法であると考えられていることから、活用されている。指標2は一部継続している（詳細は上位目標の指標2を参照）。指標3に関しては、上位目標の指標にも示すとおり、裁判官と裁判所職員は引き続きさまざまな方法を通じて迅速で公平な紛争解決の促進について認識している。高等裁判所と地裁の裁判官・裁判所職員、その他関係者は、差別化事件管理（DCM）制度の実施に基づき、各案件のスケジュールを遵守している。指標4に関しては、裁判官・裁判所職員は、紛争を迅速、公平、恒久的に解決する効果的な手段として調停を認識している。調停は紛争を解決する最良の方法の1つであると考えられており、法律、裁判所規定、司法戦略計画に盛り込まれている。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

上位目標は一部達成された。先に述べたとおり、法制度の変更により、事件管理ガイドラインの一部が現行の法的状況に適合しなくなった。しかしながら、裁判官・裁判所職員は事件管理の概念とさまざまな側面を理解するため、ガイドラインを引き続き活用している（指標1）。新しい法律の施行に伴う事件管理ガイドラインの改訂を行っていないため、事件管理ガイドラインに特化した研修は実施されていない（指標2）。しかしながら、DCM等による他の研修プログラムやネパール全国への事件管理ガイドラインの配布を通じて、事件管理ガイドラインに対する意識は継続している。裁判所における事件の処理に要する時間は短縮している（指標3）。3つのモデルコートすべてで1年以内に処理された事件の割合がおおむね増加している。ただし、2019/2020年度から2020/21年度にかけ、ダン地裁とカブレ地裁ではほぼ同じ水準であった⁴。裁判官が1年間に処理する事件の平均件数はおおむね増加している（指標4）。ダン地裁では、新型コロナウイルス感染症によるロックダウンのため、2019/20年度に裁判官一人当たりの処理件数が前年に比べ減少した。未済件数は、新型コロナウイルス感染症による全国的なロックダウンのため、減少しなかった（指標5）。司法調停の件数と成功率は、明確な改善傾向が見られない。新型コロナウイルス感染症の影響が一因として考えられる（指標6）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

2016年、最高裁調停委員会が本邦研修の報告書を踏まえて、司法調停利用促進のための通達を出した。また、2016年に改訂された最高裁判所規則は、事前協議手続の導入を含んでおり、その導入は本邦研修の成果と評価できる。負のインパクトは確認されなかった。調停センターはモデルコートの敷地内に建設されたため、土地取得は行われなかった。

【評価判断】

よって、本事業の有効性・インパクトは中程度である。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	出所
プロジェクト目標 裁判所の迅速で公平な紛争解決機能の向上に必要な基盤が整備される。	(指標1) 事件管理ガイドラインと司法調停人向けの普及素材が作成される。	達成状況（継続状況）：達成（一部継続） (事業完了時) ・2017年4月に事件管理ガイドライン（英語版、ネパール語版）が最高裁の承認を受け、2017年7月に全国75郡と関係機関に5,000部が配布された。司法調停ガイドラインは、当初の計画どおりには作成されなかったが、司法調停ガイドラインの素案を最高裁の参照資料として使うことが合意され、また普及素材が3点作成された。 (事後評価時) ・事件管理ガイドラインと司法調停の普及素材は、当初の予定どおりではないものの活用されている。ネパールでは、2017年9月に新しい	出所：JICA資料、最高裁判所による情報

³ 本事業では、類似案件に比較して多くの研修員を本邦研修に派遣した。本事業の成果に鑑みて、多くの人員を研修することにより、事業に効果がもたらされ、実施機関全体の能力強化に有効であったと思料される。

⁴ 新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

		法律が導入され既存の法的枠組みが刷新されたため、事件管理ガイドラインの適用可能性に影響を及ぼした。しかしながら、同ガイドラインで言及されている理論的側面は現在も適用されるものであり、さまざまな機会にガイドラインが活用されている。司法調停の普及素材は、調停が紛争を恒久的に解決する最良の方法の1つであると考えられていることから、活用されている。	
	(指標2) 事件管理ガイドラインの継続的普及のためのマスター講師研修(MToT)のプログラムが準備され実施される。	達成状況(継続状況): 一部達成(一部継続) (事業完了時) ・調停トレーナー用マテリアル等の研修教材が作成され、MToTのプログラムの準備が整ったが、MToT研修は実施されなかった。 (事後評価時) *上位目標の指標2を参照	出所: JICA資料
	(指標3) 裁判官と裁判所職員の迅速で公平な紛争解決促進に関する意識が向上する。	達成状況(継続状況): 達成(継続) (事業完了時) ・本邦セミナーとその他の共有セミナーに参加した裁判官と裁判所職員は迅速で公平な紛争解決の促進に対する意識を大幅に高めた。 (事後評価時) ・裁判官と裁判所職員は全員、引き続きさまざまな方法を通じて迅速かつ公平な紛争解決の推進について認識している。	出所: JICA資料、最高裁判所による情報
	(指標4) 裁判官と裁判所職員が、一定の紛争を迅速で公平に解決する手段として調停が有用であると、一層認識するようになる。	達成状況(継続状況): 達成(継続) (事業完了時) ・本邦セミナーとその他のセミナーの参加者は、司法調停促進の重要性に関する意識が大幅に高まった。 (事後評価時) ・裁判官・裁判所職員は、紛争を迅速、公平、恒久的に解決する効果的な手段として調停を認識している。	出所: JICA資料、最高裁判所による情報
上位目標 市民の権利を保障するため、裁判所の機能向上を通じ迅速で公平な紛争解決が促進される。	(指標1) 全国の裁判所が、改善された事件管理ガイドラインを活用する。	(事後評価時) 一部達成 ・法制度の変更により、事件管理ガイドラインの一部が現行の法的状況に適合しなくなった。しかしながら、裁判官・裁判所職員は事件管理の概念とさまざまな側面を理解するためガイドラインを引き続き活用している	出所: 最高裁判所による情報
	(指標2) 全国の裁判官と裁判所職員の事件管理ガイドラインに対する意識の向上を図るため研修プログラムを実施する。	(事後評価時) 一部達成 ・事件管理ガイドラインに特化した研修は実施されていない。しかしながら、DCM等による他の研修プログラムやネパール全国への事件管理ガイドラインの配布を通じて事件管理ガイドラインに対する意識は継続している。	出所: 最高裁判所による情報
	(指標3) 裁判所に係る事件の処理に要する時間が短縮する。	(事後評価時) 達成 ・裁判所における事件の処理に要する時間は短縮している。	出所: 最高裁判所 事件管理システム
	(指標4) 裁判官が1年間に処理する事件の件数が増加する。	(事後評価時) 一部達成 ・裁判官が1年間に処理する事件の平均件数はおおむね増加している。	出所: 最高裁判所 事件管理システム

地裁	年度	処理件数合計	処理に要した期間			
			1年以内	1年～1年半	1年半以上	1年以内の割合(%)
ダン	2018/19	2,010	1,306	332	372	65.0
	2019/20	1,189	985	152	52	82.8
	2020/21	1,790	1,477	204	109	82.5
カブレ	2018/19	892	526	165	201	59.0
	2019/20	909	654	122	133	71.9
	2020/21	1,197	862	131	204	72.0
ダヌーシヤ	2018/19	2,312	1,168	614	530	50.5
	2019/20	3,590	2,145	420	1,025	59.7
	2020/21	3,455	2,299	336	820	66.5

地裁	年度	処理件数合計	裁判官数	平均処理件数
ダン	2018/19	2,010	3	670
	2019/20	1,189	3	396
	2020/21	1,790	3	596
カブレ	2018/19	892	3	297
	2019/20	909	3	303
	2020/21	1,197	3	399
ダヌーシヤ	2018/19	2,312	9	257
	2019/20	3,590	9	399
	2020/21	3,455	9	384

	(指標5)未済件数が減少する。	(事後評価時)未達成 ・未済件数は、減少しなかった	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地裁</th> <th>年度</th> <th>未済件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ダン</td> <td>2018/19</td> <td>1,082</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>1,452</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>1,782</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カブレ</td> <td>2018/19</td> <td>881</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>982</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダヌーシャ</td> <td>2018/19</td> <td>4,097</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>3,383</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>4,884</td> </tr> </tbody> </table>				地裁	年度	未済件数	ダン	2018/19	1,082	2019/20	1,452	2020/21	1,782	カブレ	2018/19	881	2019/20	982	2020/21	1,222	ダヌーシャ	2018/19	4,097	2019/20	3,383	2020/21	4,884	出所：最高裁判所 事件管理システム																				
	地裁	年度	未済件数																																																
ダン	2018/19	1,082																																																	
	2019/20	1,452																																																	
	2020/21	1,782																																																	
カブレ	2018/19	881																																																	
	2019/20	982																																																	
	2020/21	1,222																																																	
ダヌーシャ	2018/19	4,097																																																	
	2019/20	3,383																																																	
	2020/21	4,884																																																	
	(指標6)調停の成功率が上昇する。	(事後評価時)未達成 ・司法調停の件数と成功率は、明確な改善傾向が見られない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地裁</th> <th>年度</th> <th>調停件数</th> <th>合意に達した調停件数</th> <th>成功率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ダン</td> <td>2018/19</td> <td>394</td> <td>75</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>376</td> <td>53</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>510</td> <td>88</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カブレ</td> <td>2018/19</td> <td>235</td> <td>64</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>214</td> <td>29</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>138</td> <td>36</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダヌーシャ</td> <td>2018/19</td> <td>81</td> <td>06</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>2019/20</td> <td>276</td> <td>44</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>2020/21</td> <td>127</td> <td>13</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>				地裁	年度	調停件数	合意に達した調停件数	成功率(%)	ダン	2018/19	394	75	19%	2019/20	376	53	16%	2020/21	510	88	17%	カブレ	2018/19	235	64	27%	2019/20	214	29	14%	2020/21	138	36	26%	ダヌーシャ	2018/19	81	06	7%	2019/20	276	44	16%	2020/21	127	13	10%	出所：最高裁判所 事件管理システム
地裁	年度	調停件数	合意に達した調停件数	成功率(%)																																															
ダン	2018/19	394	75	19%																																															
	2019/20	376	53	16%																																															
	2020/21	510	88	17%																																															
カブレ	2018/19	235	64	27%																																															
	2019/20	214	29	14%																																															
	2020/21	138	36	26%																																															
ダヌーシャ	2018/19	81	06	7%																																															
	2019/20	276	44	16%																																															
	2020/21	127	13	10%																																															

3 効率性

本事業では、事業費、事業期間とも計画を上回った（計画比：137%、128%）。事業期間の延長は、開始段階で、事業で取り組む事件管理の範囲がネパール側と日本側とで明確でなかったことから、事件管理に係る活動の範囲につき共通理解を得るのに時間がかかったことによる。さらに、2015年の大地震の影響を受けたこともあり、活動が遅れた。（事業費の増加は複合的な要因）なお、本事業のアウトプットは計画通り産出された。よって、効率性は中程度である。

4 持続性

【政策面】

司法戦略計画（2019-2014）の目標の1つに、迅速で質の高い紛争解決の達成が挙げられている。この目的のもと、各裁判所は事件管理を効率的、効果的に行うための適切な方策を講じ、事件処理の遅れを軽減し事件を適切な期間で処理することとされている。戦略計画の他の目標は、司法へのアクセスの拡大、司法ガバナンスの向上、裁判所運営の効率性向上、社会的信頼と信任の獲得となっている。

【制度・体制面】

事業完了後、裁判制度の基本的構造は変更なく、最高裁—高等裁判所（事業期間中は控訴裁判所）—地裁となっている。事後評価時点で、地裁のスタッフの合計は2,133人で、ダン地裁は26人、カブレ地裁は34人、ダヌーシャ地裁は44人のスタッフが在籍している。スタッフの人数に裁判官、ドライバー、その他の支援要員は含まない。全体として近年は、スタッフ数は一定で事件件数が増加している。このため、増加する事件に見合うよう、スタッフ数を増加する必要がある。ITとソフトウェアの活用により、訓練されたスタッフが裁判所の業務を処理できている。こうしたことから、地裁では、裁判所業務にIT・ソフトウェアを最大限活用することに注力する一方、裁判所内で業務を行うスタッフの能力向上のための研修を定期的に行っている。

【技術面】

裁判官・裁判所職員は紛争解決に必要なスキルと知識を有している。ただし、研修、視察、法・司法分野での経験の共有を通じ、さらにスキルと知識を習得することが必要である。また、別の管轄地域のベストプラクティスについて知ることも必要である。本邦セミナーの参加者のうち、78%～80%が現在も事件管理と調停に関与し、本邦セミナーの成果を活用しているが、20%～22%は定年により退職した⁵。調停評議会、最高裁の調停委員会、その他の裁判所、NGOにより、調停の基本的研修が全国で定期的に開催されている。同様に、紛争解決に係わる調停人のスキルと知識向上のため、調停の上級レベル研修が実施されている。本事業で建設された調停センターは、3つのモデルコートすべてで関係者の調停プロセスを促進するために利用されている。調停センターは待合室としても活用されており、関係者が調停の利点や調停に関する知識について資料を読み理解する場として使われている。

【財務面】

戦略計画に記載されたさまざまな活動を実施するため、通常予算によりリソースが確保されている。しかしながら、戦略計画を完全に遂行するためには、さらに予算が必要であり、改革アジェンダを実施するうえで、リソースの制約は常に大きな課題である。調停センターの維持管理費用は、裁判所の通常予算から充当されている。地裁では、調停センターのみに特定された予算配分は行われていない。調停人には、交通費として会議1回につきRs. 500が支払われる。

【評価判断】

以上より、制度・体制面/財務面に一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

5 総合評価

本事業は、事件管理ガイドラインと司法調停の普及素材が作成され、MTOT研修プログラムは実施されなかったものの、本邦セミナーの参加者が迅速で公平な紛争解決と司法調停に対する意識を高めたことから、裁判所の機能の向上に必要な基盤整備というプロジェクト目標が一部達成された。事後評価時点で、事件管理ガイドラインは法的枠組みの変化により期待されたと

⁵ 外務省の口上書に添付のリストに基づき最高裁が提供した情報による。

おりには活用されていないが、裁判官・裁判所職員の意識は継続している。したがって、事業の効果は一部継続している。迅速で公平な紛争解決の促進という上位目標は、未済件数の顕著な減少は見られないものの、事件の処理に要する時間と裁判官の平均事件処理件数がおおむね向上していることから、一部達成された。持続性については、訓練された人材を含めた人員数の不足と予算の不足により、制度・体制面/財務面に一部問題がある。効率性では、事業費、事業期間とも計画を上回った。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は一部課題があるといえる。

III 提言・教訓

実施機関への提言：

- ・新しい法律に基づき、事件管理ガイドラインと調停ガイドラインを見直し策定し、適切な研修をしたうえ普及することが望ましい。したがって、最高裁は来年の活動として、事件管理ガイドラインの見直しと調停ガイドラインの素案作成を行うこととし、必要な予算と人材を割り当てるよう提言する。

JICA への教訓：

- ・本事業の結果、最高裁は、郡レベルの裁判所の新しい建物すべてで調停センターの設置を始めた。人材開発とインフラ建設（調停センター）を組み合わせることは、プロジェクト目標達成のためのよい事例になった。ただし、適切に活用できる施設をタイムリーに建設するには、インフラに関する適切な知識とスキルを有した人材を事業に配置することが必要である。

- ・本事業では、多数の上級レベルの裁判官・裁判所職員を本邦研修に派遣した。これにより、日本の法制度の経験を持つ貴重な人材の集団が司法セクターに形成され、職場での日々の業務とともに政策レベルに影響を及ぼした。大規模な本邦研修は、適切に実施すれば、政策面の影響と日々の業務の遂行との点で効果的である。

- ・本事業は、プロジェクトチーム内で共通理解と合意を形成するのが困難だったことが一因となり、延長された。こうしたことを避けるため、事業実施体制を適切に構築することが望ましい。その際、日本側ではリーダーシップおよびその他の役割を明確に定めること、相手国側では関係者の権限・序列に配慮することに留意する。

- ・ネパールでは 2017 年に新しい法律が導入され、ガイドラインの持続性に影響を及ぼした。ガイドラインの作成を含む事業では、あらかじめ法律や政策の変更の可能性を検討し、法改正や政策変更が行われても活用可能とする、あるいは影響を最小限に抑えることが有用である。また、法改正や政策の変更を受けることを想定しつつも、実施機関が自力でガイドラインの内容を改訂できることも考慮した案件形成が重要である。



本事業で建設した調停センター（カブレ地裁）



調停センターを利用する人々（ダヌーシャ地裁）